

なら労働時報

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 

平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。この「憲章」と「指針」を一人でも多くの方に理解していただき、今後の取組に参加していただくために、各企業・働く人たち・国・地方公共団体が協力して取り組む「国民運動」を推進することとしました。このマークやキャッチフレーズとともに、みなさまと意思をつなぐ輪を広げてゆきたいと考えています。さあ、あなたもできることからひとつ、働き方を変えてみませんか？

たとえば・・・

- 朝、To doリストを作ってみる→仕事の優先順位が見える!
- 会議はみんなで1時間と決めてみる→議題を進めるためムダ話が減る。
- 明日の分の1時間を今日やってみる→明日に余裕が生まれる。

CONTENTS

カエルジャパン.....	表紙
奈良県社員・シャイン職場づくり 推進企業の紹介.....	1
パパの育児体験募集	2
全国労働衛生週間	3
ゆとり創造月間	3
過重労働・賃金不払い残業解消キャンペーン月間	3
建設雇用改善推進月間	3
平成20年度奈良県高齢・障害者雇用フェスタのご案内	4
ハローワークしょうがいしゃ就職面接会のご案内	4
出張セミナー募集	4
奈良技能フェスティバルのご案内	5
平成20年度後期技能検定試験のご案内	5
中退共制度のご案内	6
最低賃金	6
平成20年夏季一時金要求・妥結状況最終結果	7
労務改善Q&A	8
奈良県の労働経済主要指数	9
こまどりローンのご案内	9
ワーク・ならネット（メールマガジン）登録者募集	9



労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課

☎ 0120-450-355

月～金（祝日除く）
午前9時～午後5時

◆奈良労働会館

☎ 0742-23-5730

第 4 土 曜 日
午後1時～午後5時

◆中和労働会館

☎ 0745-22-6631

第 1 土 曜 日
午後1時～午後5時

◆南和労働会館

☎ 0747-52-2509

第 3 土 曜 日
午後1時～午後5時

<http://www.pref.nara.jp/koyo/kikaku/soudan.html>

◆奈良県労働委員会

☎ 0742-23-3530

労働者と事業主との間の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

<http://www.pref.nara.jp/roi/>



しごと相談ダイヤル

月～土（祝日除く）
午前9時～午後5時

◆奈良しごとiセンター

☎ 0742-23-5730

◆高田しごとiセンター

☎ 0745-24-2010

パート・内職・技術講習など情報を提供します。企業内人権相談もご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/>

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の紹介

(vol.2)

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」とは、仕事と家庭の両立や多様な働き方などができる職場環境づくりを行っている企業です。推進企業は、育児・介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、また、雇用の継続や復帰がしやすいなど柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりや女性の就業率の向上など本県の実情に対応した地域雇用の推進、正規雇用の拡大など良質の雇用環境整備に取り組まれています。

奈良県では、これらの企業を登録しその取組内容などを紹介することにより、その活動を応援しています。また、取組内容が優れている企業の表彰も行っています。

登録企業とその取組内容の一部を平成20年6月号より紹介しています。(順不同)

■ アスカ美装株式会社 (ビルメンテナンス)

橿原市醍醐町296-1

TEL 0744-27-1754



- ・ 育児のための勤務時間短縮等の措置 小学校就学の始期に達するまで（法定では満3歳に達するまで）
- ・ ノー残業等の導入など所定外労働時間を削減する制度がある。
- ・ 短時間労働者から正規労働者に登用する制度がある。
- ・ 5年以上勤務されている障害のある労働者がいる。
- ・ 職業能力開発推進者を選任し、労働者の職業能力開発・向上にかかる取組を企画している。

■ 社会福祉法人郁慈会 (社会福祉事業)

奈良市二名2丁目2443-3 TEL 0742-46-7667

- ・ 育児のための勤務時間短縮等の措置 小学校就学の始期に達するまで（法定では満3歳に達するまで）
託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- ・ 配偶者の出産前後の休暇制度がある
- ・ 育児・介護を理由とした退職者の再雇用特別措置等の制度がある。
- ・ 年次有給休暇取得の取得促進に努めている。
- ・ 時間労働者から正規労働者に登用する制度がある。



■株式会社柿の葉すし本舗たなか（製造業。http://www.kakinohasushi.co.jp/）

五條市住川町1490

TEL 0747-26-3131



- ・育児休業 配偶者が常態として子を養育できるものも取得できる
- ・介護休業 対象家族の同居扶養要件なし（祖父母、兄弟、孫）
- ・育児・介護休業等の取得者に対する代替要員を確保している
- ・労働者の事情により、雇用を継続できる制度がある
- ・会社の方針として正規雇用の拡大を公表している
- ・5年以上勤務されている障害のある労働者がいる

※詳しい取組内容については、奈良県雇用労政課ホームページ（http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4090.htm）をご覧ください。
 ※「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」に登録するには、登録・表彰申請書に登録基準を満たしていることが確認できる書類を添えて申請してください。（申請書は上記ホームページからダウンロードできます。）
 詳しくは奈良県雇用労政課労政福祉係（0742-27-8828）へお問い合わせください。

「カエル！ ジャパンキャンペーン」企画

パパの育児休業体験記を募集します！

育児休業の取得を通じて感じたこと、家族への思いなどを、お寄せください！
 皆さんの体験を広く発信することで、「育休を取りたい」「仕事と子育てを両立したい」と考えているパパ仲間の後押し、きっかけづくりに！

対象者

育児休業を取得した、または、育児休業中の男性

募集期間

平成20年9月2日（火）～10月17日（金）

体験記の内容

◆800～1,600字程度で、以下の内容を綴ってください。

- 育児休業の取得を決意した想いやきっかけ
- 育児休業を取得するに当たっての職場とのやり取り（上司・職場の理解・支援や、取得する際の阻害理由と克服方法などについて）
- 育児休業を取得するに当たっての家族（特に妻）とのやり取り
- 仕事と家庭の両立、子育ての楽しさや重要性など、育児休業中の日々を感じる（感じた）こと
- 育児休業取得の経験が子どもとの関係や復帰後の仕事に与えた影響

応募方法

◆以下を明記してください。

題、住所、氏名（ふりがな）（公表時に匿名を希望する場合はその旨も明記）、年齢（生年月日）、職業及び役職、電話・ファックス番号、メールアドレス、このほか参考となる事項（育休取得期間など）

◆以下のいずれかの方法で、体験記をご提出ください。

郵送の場合：〒100-8970 千代田区霞ヶ関3-1-1

内閣府仕事と生活の調和推進室育休体験記担当

FAXの場合：03-3581-0992（宛先は同上）

インターネットの場合：<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

その他

- ・原則一人1編、未発表もので、個人からの応募に限ります。
- ・選考の上、広く社会に向けて発信します（体験記の使用権は内閣府に帰属します）。
- ・採用された体験記の著者の方に対して、記念品を贈呈します。
- ・応募いただいた体験記の内容について問い合わせさせていただく場合があります。
- ・その他詳細は、仕事と生活の調和ポータルサイト（<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>）に掲載の募集要領をご覧ください。

連絡先：内閣府仕事と生活の調和推進室男性の育児休業体験記担当 電話：03-3581-9268

あなたが主役 明るい職場と健康づくり

全国労働衛生週間

10月1日(月)～10月7日(日)

準備期間 9月1日(土)～9月30日(日)

全国労働衛生週間は、昭和25年に実施されて以来、本年度で第59回を迎えます。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は684人であり、長期的には減少しているが、腰痛については近年増加傾向にある。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成19年は49.9%に上っている。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事実が増加しています。

このような状況に対処するために、平成20年度から第11次の労働災害防止計画がスタートし、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進など労働者の健康確保対策の充実強化が図られているところです。

本年度は、「あなたが主役 明るい職場と健康づくり」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動に取り組んでください。

11月は「ゆとり創造月間」 「労働時間適正化キャンペーン月間」です！

厚生労働省では、勤労者のゆとりある生活の実現のため、労働時間の短縮や長期休暇制度の普及と定着に向け、「文化の日」「勤労感謝の日」がある11月を毎年「ゆとり創造月間」としています。

また、職場における労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間適正化キャンペーン月間」を「ゆとり創造月間」と併せて実施します。

賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」のこと。）は、労働基準法に違反し、あってはならないものです。長時間労働や過重労働の温床にもなり、その解消を図ることは、家族との触れ合いを含め心豊かな生活を送る上でとても大切なことです。

労働時間管理の適正化を図り、仕事と生活のバランスがとれた心地いい日々をお過ごしください。

11月は「建設雇用改善推進月間」です！

奈良県では、建設労働者の雇用改善、福祉の増進を図り、雇用改善意識の一層の高揚を広報・啓発するため、毎年11月を建設雇用改善推進月間と定め、下記のとおり(社)奈良県建設業協会と共催で、「建設雇用改善推進大会」等を開催いたします。

建設雇用改善推進大会

日	時	11月25日(火)	13:00～15:00
場	所	ホテル日航奈良	奈良市三条本町8-1
主	催	奈良県、社団法人奈良県建設業協会	
後	援	奈良労働局、独立行政法人雇用・能力開発奈良センター	
内	容	・知事表彰ほか表彰式 ・記念講演「プロ野球 勝てる監督負けるボス」 金村 義明 氏	
参加対象者		建設事業主、関係団体及び関係行政機関	
問い合わせ先		奈良県商工労働部雇用労政課	
		TEL: 0742-27-8832	

平成20年度

奈良県高齢者・障害者雇用フェスタ

高齢者及び障害者の雇用促進と安定に資するため、「平成20年度奈良県高齢者・障害者雇用フェスタ」を開催します。

皆様の関心と理解を一層深めていただくため、是非ご参加ください。

日時 平成20年10月16日(木) 13:00~16:00

場所 ホテル日航奈良「飛天の間」
奈良市三条本町8-1

内容 ・高齢者雇用優良事業所知事表彰
・永年勤続障害者等知事表彰
・障害者製作品展示即売会
・記念講演

「70歳まで働ける企業」の実現に向けて
独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構
高齢者事業本部担当理事 古曳 享司 氏

・事例発表

①高齢者の継続雇用について
～事業所訪問記録から～
森村労務行政事務所

所長 森村 和枝 氏

②わが社の障害者雇用について
株式会社 シティサービス

代表取締役 赤川 義之 氏

【問い合わせ先】

奈良県商工労働部雇用労政課 TEL: 0742-27-8832

ハローワークしょうがいしゃ
就職面接会のご案内

障がい者雇用の啓発と障がい者のもつ適性と能力に応じた就職機会の確保を図るため、求人者と求職者が一同に会し面接を行うしょうがいしゃ就職面接会を開催します。

北和会場

日時 平成20年10月8日(水)
13:00~15:30(12:30受付開始)

場所 公立学校共済 春日野荘 2F
奈良市法蓮町757-2

南和会場

日時 平成20年10月21日(火)
13:00~15:30(12:30受付開始)

場所 奈良県社会福祉総合センター 5F
橿原市大久保町320-11

申込先

ハローワーク奈良 TEL: 0742-36-1601(代)

ハローワーク大和郡山 TEL: 0743-52-4355(代)

ハローワーク大和高田 TEL: 0745-52-5801(代)

ハローワーク桜井 TEL: 0744-45-0112(代)

ハローワーク下市 TEL: 0747-52-3867(代)

奈良県出張ワーキングセミナー開催企業、団体を募集しています

奈良県では県内事業所に出向いて、当面する労働問題や労働関係法制度などについての出張ワーキングセミナーを開催します。

働きやすい職場づくりを推進するため、次のテーマでセミナーの開催を考えておられる企業・団体を募集しています。

◆募集内容

- (1) 対象企業 県内事業所で30名程度の参加が見込める企業・団体
- (2) 開催時間 約60分以内(質疑応答を含む) ※原則として、平日の午前9時から午後5時までの間
- (3) テーマ 原則として、次のテーマとする。
- ①「職場での安全衛生と健康管理について」
・過重労働による健康障害、メンタルヘルスの基礎知識
 - ②「仕事と家庭の両立について」
・育児・介護休業について
 - ③「男女雇用機会均等について」
・ポジティブ・アクションの推進について
- (4) 会場 事業所内等で会場を確保願います。
- (5) 経費 講師及び資料にかかる経費は県が負担します。

問い合わせ先 奈良県商工労働部雇用労政課労政福祉係

〒630-8501 奈良市登大路町30

電話: 0742-27-8828 FAX: 0742-27-2319

なら産業フェスタ

平成20年 10月25日(土) 9:30-16:30 26日(日) 9:30-16:30

橿原市畝傍町 県立橿原公苑内 第1・第2体育館、北駐車場、テニスコート及びその周辺 **【入場無料】**

第44回 農業まつり なら 食と農の フェスティバル

■みのりの広場 ■ふれあいの広場
県産の農産物、加工品などの販売コーナー(試飲・試食もあります)
食・農に関する体験や、展示紹介コーナー

◆主催：なら食と農(みのり)のフェスティバル実行委員会
構成団体／奈良県、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、奈良県農業会議、奈良県農業共済組合連合会、奈良県花き植木農業協同組合、奈良県畜産農業協同組合連合会、奈良県漁業協同組合連合会、奈良県農業機械化協会、奈良県農業振興協議会、奈良県特用林産振興会
(お問い合わせ先) 奈良県農林部マーケティング課 食・特産品係
電話／0742(27)7401



【まなびのコーナー】

- 北方領土紹介コーナー
北方領土返還要求運動奈良県民会議
- 平成遷都1300年祭紹介コーナー
平成遷都1300年記念事業協会
- 競輪紹介コーナー
奈良県宮競輪場
- ストップ温暖化県民運動コーナー
奈良県環境政策課
- リサイクル認定製品紹介コーナー
奈良県廃棄物対策課
- 親切・美化県民運動コーナー
親切・美化奈良県民運動推進協議会
- ボランティア・NPO活動の紹介コーナー
奈良県協働推進課
- 消費者啓発コーナー
奈良県食品・生活相談センター
- 地方消費税啓発コーナー
奈良県税務課
- 地域結集型研究開発プログラムPRコーナー
農商工連携・地域資源PRコーナー
- 奈良の農産物紹介
奈良県農業水産振興課、奈良県工業支援課
- 地産地消・奈良のうまいものコーナー
奈良県マーケティング課
- ナポちゃんコーナー
奈良県橿原警察署



第35回 商工まつり

【県内物産展示即売会】

繊維製品、毛皮革製品、木工製品、履物、プラスチック製品、食料品及び日用品等県内物産の展示即売をいたします。

◆主催：奈良県商工まつり実行委員会
構成団体／奈良県中小企業団体中央会、奈良県商工会連合会、奈良県経営者協会、奈良県商工会議所連合会
(お問い合わせ先) 奈良県中小企業団体中央会
電話／0742(22)3200

協賛参加団体のご紹介

献血コーナーの設置 特産品紹介コーナー
奈良県医薬品配置協議会 ならまるしえ@
奈良県配置家庭薬青年部会 奈良県中小企業団体中央会

お薬相談コーナー
奈良県病院薬剤師会

第18回 奈良 技能フェスティバル

- 展示・実演 県内の技能士の作品や企業の技能、技術の展示をご覧いただけます。
- 即売コーナー 技能士や訓練校生による製品、作品等を即売いたします。
- 体験コーナー すかし彫り、土鈴の絵付け、わら細工、木工芸などの体験をしていただけます。
- イベントコーナー
- 相談コーナー (職業能力の開発と技能検定、職業訓練等に関する相談を受け付けます。)

◆主催：奈良技能フェスティバル実行委員会
構成団体／奈良県職業能力開発協会、奈良県技能士会連合会
(お問い合わせ先) 奈良県職業能力開発協会(奈良県技能士会連合会)
電話／0742(24)4127

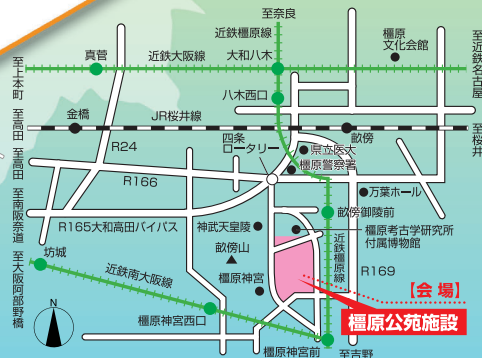


テレビ中継が あります!

10月25日(土) 12:00~12:55
奈良テレビ放送「まちかどヒルズ」

【交通機関】

- 駐車場が限られていますので、電車・バス等の公共交通機関をご利用いただけますようご協力をお願いいたします。
- 周辺道路は駐車禁止となっています。



- 近鉄橿原線「畝傍御陵前駅」下車徒歩5分
- 近鉄橿原線・近鉄南大阪線「橿原神宮前駅」下車徒歩5分

平成20年度 後期技能検定試験

技能検定は、技能の水準を国が証明する国家検定制度で137種あります。

合格者には、厚生労働大臣（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

平成20年度後期日程は下記のとおりです。

区 分	日 程	備 考
受 付 期 間	平成20年9月29日（月）～ 平成20年10月10日（金）	土・日・祝日を除く 9：00～17：00
実技試験実施期間	平成20年12月1日（月）～ 平成21年2月22日（日）	日時については別途受験者あてに通知
学科試験実施日	平成21年1月25日（日） 平成21年2月1日（日） 平成21年2月8日（日）	
合 格 発 表 日	平成21年3月17日（火）	

お申し込み先

奈良県職業能力開発協会

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町38-1 奈良市中小企業会館2階

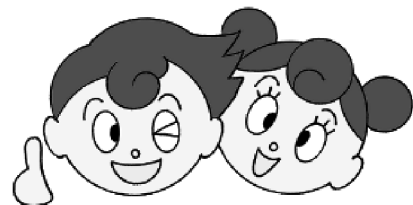
TEL：0742-24-4127 FAX：0742-23-7690

中小企業の皆様！

退職金は **中退共** におまかせ下さい!!

中小企業退職金共済（中退共）制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

- ★ 掛金は全額非課税です
- ★ 適格退職年金制度から中退共制度に移行できます
- ★ 掛金の一部を国が助成します
- ★ 管理が簡単です



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部（中退共）
〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
FAX 03-3436-0151 FAX 03-3456-0400

大阪退職金相談コーナー
〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
（商工中金阿波座ビル7F）
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

守ろう！ 確かめよう！ この最低賃金

奈良県の最低賃金が 時間額 678円 に改正されました。

県内で事業を営む使用者及びその事業所で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される奈良県最低賃金が改正されました。

この最低賃金は、平成20年10月25日（効力発生日）から適用されます。

〈産業別最低賃金〉

一般機械器具製造業（平成19年12月25日発効）	時間給770円
電機関係製造業（平成19年12月25日発効）	時間額772円
自動車小売業（平成19年12月25日発効）	時間額770円
木材・木製品、家具・装備品製造業（平成元年1月25日発効）	時間額816円 日額6,527円

平成20年 夏季一時金要求・妥結状況最終結果

◇この調査は、県内に事業所を有する民間企業の労働組合を対象に行っています。（抽出）

◇調査対象135労働組合のうち54.8%にあたる74組合から回答がありました。

回答のあった74組合のうち、要求・妥結状況ともに回答があり、前年との比較ができる59組合の状況は以下のとおりです。

平成20年 夏季一時金 要求・妥結状況（7月31日現在）									前年 要求・妥結状況（同組合）					
区 分	平均賃金 （円）	要 求			妥 結			対前年妥 結比（%）	要 求			妥 結		
		組合数	平均額(円)	月 数	組合数	平均額(円)	月 数		組合数	平均額(円)	月 数	組合数	平均額(円)	月 数
全 産 業 計	248,688	59	613,867	2.47	59	455,325	1.83	0.62	59	549,185	2.22	59	452,521	1.83
300人未満	235,625	42	601,458	2.55	42	411,784	1.75	-0.52	42	523,194	2.24	42	413,918	1.77
300-999人	265,646	8	610,601	2.30	8	538,071	2.03	0.16	8	575,467	2.18	8	537,186	2.04
1,000人以上	294,573	9	674,677	2.29	9	584,965	1.99	4.94	9	647,112	2.17	9	557,410	1.87
製 造 業 計	243,081	35	595,370	2.45	35	433,274	1.78	-1.81	35	530,669	2.19	35	441,280	1.82
食料品・たばこ	251,937	3	583,176	2.31	3	479,423	1.90	0.25	3	537,494	2.14	3	478,248	1.90
繊維・衣服	220,384	9	445,696	2.02	9	223,813	1.02	-11.85	9	420,520	1.94	9	253,888	1.17
木材・木製品	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
紙・紙加工品	266,977	2	627,332	2.35	2	512,332	1.92	-1.31	2	605,650	2.20	2	519,150	1.89
印 刷	208,758	3	435,275	2.09	3	308,829	1.48	24.42	3	353,318	1.72	3	248,207	1.21
化学・プラスチック	239,796	6	744,886	3.11	6	451,046	1.88	2.58	6	496,322	2.04	6	439,699	1.81
ゴム・皮革	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
窯業・土石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄・金属	262,014	4	633,809	2.42	4	534,753	2.04	-14.80	4	645,126	2.35	4	627,646	2.29
各種機械器具	265,372	5	702,358	2.65	5	610,256	2.30	1.99	5	661,637	2.60	5	598,351	2.35
そ の 他	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
卸 売 ・ 小 売 業	235,963	9	623,101	2.64	9	420,584	1.78	0.81	9	499,901	2.11	9	417,206	1.76
金 融 ・ 不 動 産 業	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	219,735	4	512,910	2.33	4	341,933	1.56	5.94	4	495,202	2.26	4	322,768	1.47
サ ー ビ ス 業 等	275,123	10	669,335	2.43	10	535,880	1.95	-0.11	10	631,341	2.35	10	536,445	2.00

*については、組合数が1のため公表しない。

*平成20年春季賃上げ妥結状況

平均妥結額 3,975円

労務改善 Q&A

Q

私の会社では近々、組織を大幅に改編する予定で、それに伴い、現在は作業員の職種で採用している従業員(複数)を、事務職に配転する予定でいます。そのような配転は、従業員の同意なしに、会社が一方的に行えるのでしょうか。

A

- (1) 「配転」(「配置換え」とも呼ばれる)とは、「配置転換」と「転勤」を総称するもので、職種を変更したり同一勤務地(同一事業所)内の勤務個所(所属部署)を変更するものを「配置転換」といい、勤務地を変更するものを「転勤」といいます。
- (2) 就業規則には「会社は、業務上の必要があるときは、従業員に、出張、配置転換、転勤を命じることができる」などの規定が設けられていることが多く、このような規定は使用者の**配転命令権**(職務内容や勤務地の決定権)の法的根拠になります。長期雇用の労働関係においては、必要に応じた配転は、従業員の職業能力向上・昇進、労働力の補充・調整のために、不可欠であり、このことは使用者の配転命令権を社会的に正当化する根拠になります。しかしながら配転命令権を**濫用**することは許されず、業務上の必要性と、配転命令を受ける労働者の**職業・生活上の不利益**とを、**比較衡量**して行われなければなりません。従って、就業規則が配転命令権を規定していても、「労働者の意思を一方的に無視した配転命令、労働者の不利益を一切考慮しない配転命令も可能」というわけではありません。
- (3) 他方で配転命令が問題になる場合に、労働者側から、「職種/勤務地を**特定**して」採用された、すなわち会社とそのような特定の**合意**があった旨の主張がなされることも多く、このような合意があれば、配転の実施には、労働者の同意が必要になります。ただ、そのような合意の存否の判断は、具体的には微妙となることも多いのです。
- (4) 医師、看護師、弁護士、ボイラーマンなど特殊な**技術・資格**を有する者についての当該職種での採用は、一般にその職種に限定して採用するとの合意があったと考えられます。
- (5) また例えば、テレビ放送会社に勤務するアナウンサー(女性)を、同社「考査部」に配置転換しようとした事件で、アナウンサーが、入社前よりアナウンサーに必要な知識を独自に身に付け、専門の難関採用試験に合格し、これまでアナウンサーの本人の承諾なく職種の異なる他の業務に配転を命じられた例はない、などの事情から、会社の配転命令を無効とした判例があります(東京地決昭和51年7月23日判時820-54(日本テレビ放送網事件))。
- (6) しかし最近では、特殊技能者であっても、当該の職種に限定して採用されたものとは認められないとされた事件もあります(どちらも就業規則により使用者の配転命令権が認められている事例で、最判平成10年9月10日労判757-20(九州放送事件)はアナウンサーから情報編集局への配転を、福岡高判平成11年11月2日労判790-76(古賀タクシー事件)はタクシー運転手から営業係への配転を、使用者が留保している配転命令権の範囲内のものとしている)。
- (7) また、経営多角化や業種転換、技術革新などが激しい今日においては、同じ仕事に長年従事してきたことだけでは、職種の限定の合意があったとは認めにくいとする判例もあります(最判平成11年12月7日労判554-6(日産自動車事件)、熟練工を熟練技術の必要な作業の担当から、単純作業の担当に配置転換しようとした事件)。
- (8) ご相談の件ですが、御社の就業規則の配転命令権に関する規定を確認し、「作業員として採用した」とされる採用当時の詳しい事情およびその後の当該従業員ほかの勤務の経緯を整理した上で、会社が配転を必要とする事情を説明し、逆に配転により配転対象者が被る不利益について事情を聴くなどして、「説得」されるのがよいでしょう。

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き (新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口	新規求人数	新規求職数	新規求人倍率	有効求職数	有効求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成16年	1,429,969	73,088	72,884	1.00	305,691	190,802	0.62 (0.86)
17年	1,421,310	70,795	83,654	1.18	292,319	218,916	0.75 (0.98)
18年	1,416,323	66,006	82,485	1.25	266,287	222,404	0.84 (1.06)
平成19年11月	1,410,754	4,437	6,012	1.16	20,743	16,708	0.77 (1.00)
12月	1,410,437	3,276	5,156	1.22	18,803	15,140	0.75 (0.99)
平成20年 1月	1,410,202	5,654	6,238	1.12	19,440	15,556	0.74 (0.98)
2月	1,409,508	5,374	6,224	1.20	20,114	16,272	0.77 (0.97)
3月	1,408,524	5,669	6,180	1.09	21,176	16,882	0.75 (0.95)
4月	1,406,419	7,008	5,556	1.05	22,666	15,840	0.73 (0.93)
5月	1,406,914	5,536	5,763	1.15	22,407	15,270	0.73 (0.92)
6月	1,406,456	5,210	5,870	1.08	22,235	15,339	0.72 (0.91)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き (年平均、月平均 事業所規模 5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成16年	314,820	260,669	150.0	9.5
17年	306,371	252,507	145.7	9.2
18年	307,141	253,157	144.4	8.9
平成19年11月	267,055	248,212	147.4	9.4
12月	543,963	251,461	141.8	9.5
平成20年 1月	260,125	243,414	132.4	9.2
2月	243,910	242,899	143.4	9.3
3月	251,580	241,565	139.1	8.9
4月	252,853	248,480	146.9	9.6
5月	247,553	244,078	136.5	8.7
6月	433,296	245,904	146.5	9.2

(厚生労働省 毎月勤労統計調査より)

こまどりローン <奈良県勤労者生活支援資金融資制度>

奈良県が近畿労働金庫と提携して行っている働く皆様のための融資制度です。

- ①中小企業に勤務する方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所 1年以上居住 ・現勤務先 1年以上勤務〕
- ②離職者で雇用保険受給中の方で次の要件を満たす方 (連帯保証人 1名必要)
〔・県内在住 ・現住所 1年以上居住 ・離職前勤務先 1年以上勤務〕
- ③育児・介護休業を取得中又は取得予定で、休業残期間が 1ヵ月以上ある方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所 1年以上居住 ・現勤務先 1年以上勤務〕



◆用途：①②教育費・医療費 ③生活資金 ◆融資額：100万円 (介護は60万円)
 ◆年利：1.6% ◆返済：5年以内 ◆保証機関の保証が必要です

* 金融機関の審査により、融資することが出来ない場合があります。

- 融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ
 奈良支店 <0742-36-2100> 郡山支店 <0743-53-8581>
 高田支店 <0745-53-2211> 桜井支店 <0744-45-0123>
 吉野出張所 <0747-52-0351>
- 問い合わせ先 近畿労働金庫奈良ローンセンター <0742-36-2177>
 近畿労働金庫中和ローンセンター <0745-53-7671>
 奈良県雇用労政課 <0742-27-8828> <http://www.pref.nara.jp/koyo/roufuku/fukusi.html>

メールマガジン「ワーク・ならネット」登録者募集

奈良県では、労働に関する県の施策や調査結果をはじめ、法律・制度の改正、就職・職業能力開発に関する情報のほか、講演会、セミナー、最新のイベント情報など、労働に関する情報をメールでお手元にお届けします。ぜひ登録してください。

★読者登録について (無料)

- ・パソコン版・携帯版「ワーク・ならネット」の読者登録は、奈良県雇用労政課ホームページからどうぞ
 → <http://www.pref.nara.jp/koyo/naranet/>

★情報配信について

- ・パソコン版：月 2 回 (原則として毎月 1 日及び15日)
- ・携帯版：随時

★問い合わせ

奈良県商工労働部雇用労政課労政企画係 TEL 0742-27-8828

